

議案第 8 号

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 2 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成 2 5 年杉並区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 1 条第 1 2 項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

第 2 条 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年杉並区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

栄養士法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第151条 略</p> <p>2～11 略</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処</p>	<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第151条 略</p> <p>2～11 略</p> <p>12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は</u> <u>機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処</p>

遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～16 略

遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～16 略

第2条による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(食事の提供の特例) 第16条 家庭的保育事業者等は、次の各号のいずれにも該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理	(食事の提供の特例) 第16条 家庭的保育事業者等は、次の各号のいずれにも該当する場合は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、区等の栄養士 _____ により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士 _____

栄養士による必要な配慮が行われて
いること。

(3)～(5) 略

2 略

_____による必要な配慮が行われて
いること。

(3)～(5) 略

2 略